

# 危機克服経営改善応援事業費補助金の御案内

## ～コロナ禍の危機的状況の克服に向けた 経営力の向上を目的とした取組を支援します～

【申請受付期間】令和3年9月8日から令和3年12月17日(金)まで

【補助対象期間】令和3年4月1日(木)から令和3年12月31日(金)まで

- ・補助金の交付は予算の範囲内で執行するため、申請受付は、期間内であっても終了することがあります。
- ・原則、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが補助対象となり、事前着手届を提出したとしても交付決定日より前に支払いをし、完了した事業は対象になりません。

### 【補助事業内容】

#### (1) 補助対象者・補助率・補助上限

京都府内に主たる事務所を有する組合、及びこの組合に所属し、かつ、組合からの推薦を受けた京都府内に拠点を有する組合員

事業協同組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、信用協同組合、企業組合、  
商工組合、協業組合、生活衛生同業組合、商店街振興組合、  
上記いずれかの組合に所属する組合員

※名称に「組合」と付されていても対象とならない可能性もありますので、申請前に必ずお問い合わせください。

補助率: 補助対象経費(税抜)に対して5分の4以内

補助上限: 500,000円

※「食品卸・小売業組合緊急支援事業費」により支援を受けた組合等は本制度を活用できません。

#### (2) 補助対象事業

補助事業の対象は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、厳しい経営状態にある補助事業者が、コロナ禍の危機的状況の克服に向け、新たなビジネスモデルを創出するために実施する専門家等の外部機関を活用した経営力の向上を目的とした取組とします。

※取り組む事業が対象となるかの判断は事業の実施状況や内容等により異なりますので各担当者に御相談ください。

#### (3) 補助対象経費 ※謝金等、基準がありますので、必ず、事業案内・実施要領をご確認ください。

補助事業者が危機的状況を克服するために行う、経営力向上を目的とした事業(中小企業診断士等の活用による経営改善、研修会、その他ビジネスマッチングを目的とした外部機関の利用等、経営力の向上を目的とした事業)に係る経費のうち、報償費、謝金、委託料、旅費等、中央会が補助対象経費と認める経費

詳細は、以下ホームページより検索

京都 中央会

検索

お知らせ欄の「危機克服経営改善応援事業費補助金の募集の開始」より、

- ・事業案内
- ・実施要領

を必ず御確認下さい。

【申請に関する問合せ先等】

京都府中小企業団体中央会(申請に関しては各組合の中央会担当者にお問い合わせください。)

■窓口受付時間: 9時～17時(正午～13時を除く)

■休業: 土日祝日及び年末年始

■連絡先:

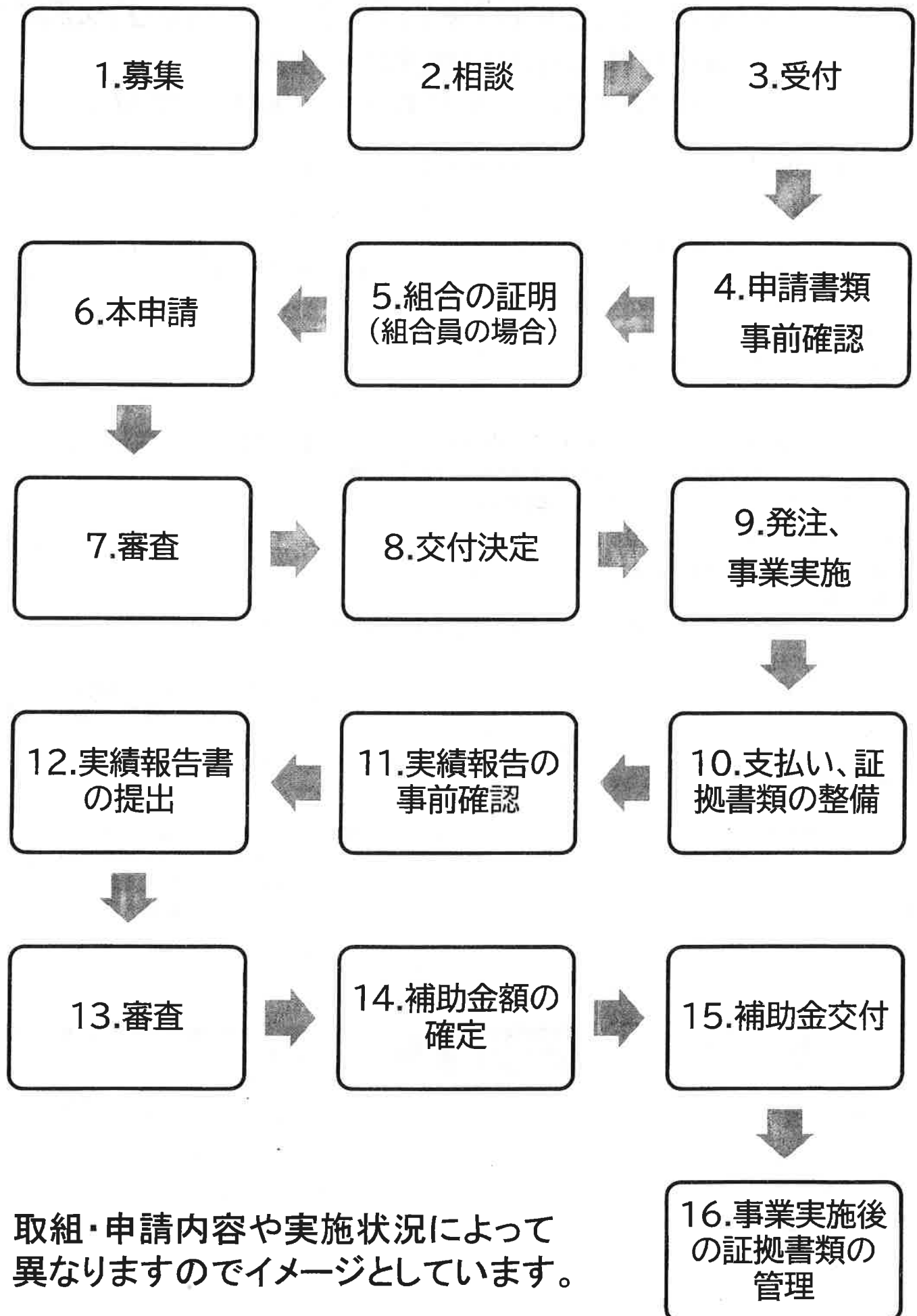
本部事務所 <TEL> 075-708-3701 <FAX> 075-708-3725

北部事務所 <TEL> 0773-76-0759 <FAX> 0773-76-7930

京都府商店街振興組合連合会

<TEL> 075-342-0301 <FAX> 075-342-0302

# 危機克服経営改善応援事業費補助金 申請フロー(イメージ)



取組・申請内容や実施状況によって  
異なりますのでイメージとしています。